

規則、福島ロボットテストフィールド条例施行規則を廃止する規則、福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則及び福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第十六号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「部次長(市町村担当)」の下に、「部次長(原子力安全担当)」を加える。

別表第一危機管理部の項中「危機管理総室(危管)」を「危機管理総室(危管) 原子力安全総室(原安)」に改める。

別表第二保健福祉部の項中「福島県障がい者総合福祉センター(障総) 福島県若松乳児院(若乳)」を「福島県障がい者総合福祉センター(障総)」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第十七号

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年福島県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「復興・総合計画課」を「復興・総合計画課土地水対策室」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(復興・総合計画課)

福島県規則第十八号

福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

福島県男女共同参画審議会規則(平成十四年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「生活環境部生活環境総室男女共生課」を「生活環境部生活環境総室共生社会・女性活躍推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(男女共生課)

福島県規則第十九号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号及び第十四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十一号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号及び附則第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十二号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号、第三十八条第一項第三号及び第四十一条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十三号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一项中「事業所の生活相談員、栄養士」を「事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十四号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第四号、第三十五条第一項第三号及び第三十八条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十五号

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島県旅館業法施行細則(昭和四十四年福島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表を次のように改める。

項目	検査方法
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による

よる散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法

有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量

大腸菌

レジオネラ属菌

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第二十六号

福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

福島県公衆浴場法施行細則(昭和四十五年福島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

項目	検査方法
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法
大腸菌	特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。